

収 支 予 算 書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位=千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	2	2	0	
①基本財産運用収入	2	2	0	
(2)事業収入	1,421,128	1,348,467	72,661	
①不動産賃貸収入	1,421,128	1,348,467	72,661	
(3)補助金等収入	525	764	△239	
①住替え支援事業補助金収入	525	764	△239	
(4)負担金収入	28,937	28,220	717	
①人件費負担金収入	18,457	17,740	717	
②工事負担金収入	10,000	10,000	0	
③Wi-Fi事業負担金収入	480	480	0	
(5)業務受託料収入	10,540	10,540	0	
①業務受託料収入	10,540	10,540	0	
(6)雑収入	1,410	200	1,210	
①受取利息収入	650	100	550	
②雑収入	760	100	660	
事業活動収入計	1,462,542	1,388,193	74,349	
2 事業活動支出				
(1)事業費支出	956,603	886,902	69,701	
①都市整備再開発事業費支出	20,550	12,650	7,900	
②都市緑化環境保全事業費支出	3,685	13,910	△10,225	
③住宅関連事業費支出	1,814	990	824	
④都市活性化地域振興事業費支出	25,818	28,763	△2,945	
⑤調査研究啓発事業費支出	3,050	150	2,900	
⑥不動産賃貸管理事業費支出	901,686	830,439	71,247	
(2)管理費支出	94,255	99,653	△5,398	
①事務管理費支出	94,255	99,653	△5,398	
事業活動支出計	1,050,858	986,555	64,303	
事業活動収支差額	411,684	401,638	10,046	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
(1)負担金収入	103,597	185,557	△ 81,960	
①工事負担金収入	103,597	185,557	△ 81,960	

(単位=千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
(2) 敷金・保証金戻り収入	15,752	34,251	△ 18,499	
① 敷金・保証金戻り収入	15,752	34,251	△ 18,499	
(3) 敷金・保証金収入	25,489	46,620	△ 21,131	
① 敷金・保証金収入	25,489	46,620	△ 21,131	
(4) 特定資産取崩収入	112,740	243,579	△ 130,839	
① 減価償却引当資産取崩収入	112,740	243,579	△ 130,839	
投資活動収入計	257,578	510,007	△ 252,429	
2 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出	337,238	270,000	67,238	
① 退職給付引当資産取得支出	2,238	0	2,238	
② 減価償却引当資産取得支出	335,000	270,000	65,000	
(2) 固定資産取得支出	232,200	424,924	△192,724	
① 不動産取得建設事業費支出	231,900	423,679	△191,779	
② 器具備品費支出	300	1,245	△945	
(3) 敷金・保証金返済支出	9,724	46,621	△36,897	
① 敷金・保証金返済支出	9,724	46,621	△36,897	
(4) 敷金・保証金支出	100	100	0	
① 敷金・保証金支出	100	100	0	
投資活動支出計	579,262	741,645	△162,383	
投資活動収支差額	△321,684	△231,638	△90,046	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
(1) 借入金返済支出	285,000	285,000	0	
① 借入金返済支出	285,000	285,000	0	
財務活動支出計	285,000	285,000	0	
財務活動収支差額	△285,000	△285,000	0	
Ⅳ 予備費支出	5,000	5,000	0	
当期収支差額	△200,000	△120,000	△80,000	
前期繰越収支差額	200,000	120,000	80,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

(注) 1 収支予算書は平成18年度から「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日) 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ) に示された3区分の様式により作している。

(注) 2 収支予算書は「特例民法法人が新制度移行前に平成20年基準を採用する場合の指導監督等について(通知)」(平成21年3月27日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室参事官) に基づく東京都の指導並びに、定款の規定を参酌し、従前の資金収支ベースの収支予算書を作成している。